

1．会合名	証券化商品に関するワーキング・グループ（第4回）
2．日 時	平成22年12月17日（金）13時30分～14時40分
3．議 案	1．証券化商品に関するワーキング・グループの当面の運営 2．その他
4．主な内容	1．証券化商品に関するワーキング・グループの当面の運営 本ワーキング・グループの当面の運営について、事務局から次のような提案が行われた。 「2011年2月上旬までを目途に外部有識者からのヒアリングを集中的に実施し、それを踏まえ、証券化市場の活性化の観点から、具体的な課題に関する議論を行い、遅くとも2011年6月までには、取り纏めを行うことを目標に作業を行う。なお、時限性のある課題については、適宜対応する。」 また、合わせて、議論の出発点において、委員間で一定程度の問題意識の共有を行っておくことが有用との趣旨から、現時点において各委員が有する問題意識について、次のとおり、紹介が行われた。 ・ 証券化商品販売等規則・SIRPについて見直す必要があるか。SIRPのフォーマット化（統一化）や電子化をどう考えるか。 ・ 投資家やオリジネータといった市場参加者の拡大を図れないか。投資家の情報分析のサポートはできないか。 ・ セカンダリー市場の活性化を図れないか。情報開示のインセンティブについて、どのように考えるべきか。 ・ 特にCMBS市場については、情報開示、標準化、既発案件の処理、アレンジャーの態勢整備等の面で、対応すべき点はないか。 ・ 長期資金を呼び込めないか。 ・ 海外投資家を意識した対応が必要ではないか。 ・ 情報開示に関する制度が複数存在することに問題はないか。 ・ 市場の状況をレビューする必要があるのではないか。 ・ 市場情報の発信を充実させる必要があるのではないか。 ・ 関連する規制や監督面での課題はないか。

	以上を踏まえた議論においては、次のような意見が出された。 ・ 会合の開催頻度については、メリハリをつけるべきではないか。 ・ 課題の軽重や緊急度を踏まえて、議論を行っていくべきではないか。 ・ 今後は、こうした課題をもう少し整理して議論を行っていくべきではないか。 ・ 取り纏めの項目や形式については、今後の議論の中で、固めていくということによいのではないか。 ・ 本ワーキング・グループは、常設のワーキング・グループであるので、時間を要するテーマについては、取り纏めの後も議論を継続すればよいのではないか。 ・ 信託受益権についても、議論の射程内ということによいのではないか。 ・ 外部有識者からは、我々の問題意識を踏まえたコメントを頂けるよう、情報の共有を図っておくべきではないか。 ・ 情報開示の課題については、既存の投資家と新規の投資家とで、スタンスが異なる可能性がある点を踏まえておくべきではないか。 本ワーキング・グループの当面の運営は、以上の議論を考慮の上、事務局提案に沿って行われることとなった。 ２．その他 事務局より、12月7日に、金融庁から、「金融資本市場及び金融産業の活性化等のためのアクションプラン（中間案）」が公表され、資産流動化スキームに係る規制の弾力化が盛り込まれたこと、当協会も、これに賛意を表明したこと等が紹介された。また、国土交通省において、不動産投資市場戦略会議が開催されており、不動産証券化に関する事項も議論されていること、当協会からもヒアリングに参加したこと等が紹介された。
５．その他	本議事概要は暫定版であり、今後、内容が変更される可能性がある。
６．本件に関する問い合わせ先	自主規制本部 自主規制３部（０３－３６６７－８５１６）